

乳児院について

1 乳児院とは

(1) 目的

児童福祉法第37条に基づき、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

*乳児とは1歳未満のこどもを指しますが、実際には2～3歳まで入所していることが多いです。

(2) 設置主体（経営主体）

国、地方公共団体又は社会福祉法人

(3) 対象児の例

- ・父母が死亡、行方不明となっている乳児
- ・父母が養育を放棄している乳児
- ・父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児 など

(4) 全国の施設数等（令和4年3月末現在）

施設数	定員	現員数
145か所	3,827人	2,351人

2 県内乳児院の状況（令和5年4月1日現在）

	番号	施設名	所在地	定員	認可年月日	船橋市の児童数
千葉県	1	聖愛乳児園	いすみ市	20	S26.03	0
	2	望みの門 方舟乳児園	富津市	9	H21.03	0
	3	コミュニティ長柄	長生郡長柄町	15	H21.04	1
	4	ほうゆうベビーホーム	八千代市	29	H23.03	3
	5	生活クラブ風の村はぐくみの 杜君津 赤ちゃんの家	君津市	15	H29.05	1
	6	イーハトーブ	八街市	15	H29.05	0
千葉市	7	エンジェルホーム	千葉市花見川区	20	H15.03	0

3 千葉県における入所調整の現状

(1) 考え方

- ・基本的には、施設が所在する児童相談所設置自治体の児童が入所することになりますが、施設の入所状況によっては、自治体間で協議し定員割愛を行っております。
- ・定員割愛とは、措置する自治体から施設を管轄する自治体へ必要な児童分の措置枠の借用を申し入れ、施設を管轄する自治体の許可を得られれば利用可能となる仕組みです。

(2) 現状（千葉県と千葉市の状況）

- ・児童相談所設置市である千葉市の状況として、千葉市児童が市外の県内乳児院を利用したい場合には、千葉市児童相談所から入所調整を行っている千葉県中央児童相談所へ割愛の相談を行います。
- ・その後、千葉県中央児童相談所において、千葉県内各児童相談所に乳児院の利用希望児童がいないかを確認し、希望児童がいないことを確認したうえで県内乳児院の入所枠に空きがあれば、千葉市の児童が県内乳児院への入院となります。